

○播磨町下水道法第 16 条に関する指導要綱

平成 30 年 3 月 9 日企業管理要綱第 7 号

播磨町下水道法第 16 条に関する指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 16 条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）以外の者が行う公共下水道施設に関する工事又は維持管理等（以下「事業」という。）について一定の基準を定め、健全な公共下水道施設の建設及び維持管理に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公共下水道施設」とは、下水道マンホール、下水道管、取付管及び公共ますをいう。

(事前協議)

第 3 条 事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、法令等に基づく許認可の申請又は同意を求める前に、公共下水道施設工事事前協議書を提出し、この要綱に基づき管理者と協議しなければならない。ただし、管理者が軽微なものと認めた場合は、この限りでない。

(要件)

第 4 条 事業は、次の各号に掲げる要件を全て備えたものでなければならない。

- (1) 播磨町公共下水道の計画に添ったものであること。
- (2) 日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針」に基づいた設計施工であること。
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令及び播磨町開発指導要綱（平成 26 年要綱第 30 号）に適合していること。
- (4) 公共下水道施設の事業完了後は、町へ無償で譲渡すること。
- (5) 対象とする土地等に事業者以外の権利者がある場合は、その者の承諾を得たものであること。
- (6) 地元利害関係者の承諾を得ていること。
- (7) 地下埋設物が存在する場合は、その管理者との協議が整っていること。
- (8) その他管理者が必要と認めたもの

(申請)

第 5 条 事業を行うことについて承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前協議が整った後、次に掲げる書類を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 工事施行承認（変更）申請書 正副 2 通
- (2) 損害賠償責任負担請書
- (3) 公共下水道施設無償譲渡誓約書

2 前項第 1 号に規定する申請書には、公共下水道施設の位置図、平面図、横断図、縦断

図、構造図、公図の写しその他必要とする書類を添付しなければならない。

(承認)

第6条 管理者は、前条の規定による申請の内容を審査し、第1条の目的に資すると認め  
るものは、申請者に工事施行(変更)承認書を交付するものとする。

(工事の着手)

第7条 申請者は、前条に規定する承認後でなければ工事に着手してはならない。

2 申請者は、道路占用申請の許可等関係機関への手続及び当該工事に係る周辺住民への  
周知を図った後、工事に着手することができる。

3 申請者は、工事に着手したときは、次に掲げる書類を速やかに管理者に提出するもの  
とする。

- (1) 工事着手届
- (2) 道路占用申請書及び許可書の写し
- (3) その他管理者が必要と認めたもの

(費用負担)

第8条 事業に必要な費用は、全て申請者の負担とする。

(工事の完成)

第9条 申請者は、下水道管布設後、管理者に工事(中間)検査依頼書を提出し、路盤ま  
での転圧が完了した時点で中間検査を受けなければならない。

2 申請者は、公共下水道施設の工事が完了したときは、速やかに管理者に工事完了届兼  
完了検査依頼書を提出し、検査を受けなければならない。この場合において、検査が不  
合格のときは、速やかに手直しを行い、再度検査を受けなければならない。

(移管)

第10条 申請者は、前条第2項の完了検査に合格した公共下水道施設については、公共下  
水道施設無償譲渡申請書に関係書類を添えて、管理者に無償譲渡するものとする。

2 管理者は、前項の規定により譲渡を引き受けた場合には、公共下水道施設無償譲渡引  
受書により、申請者に通知するものとする。

(瑕疵かし担保)

第11条 申請者は、前条の規定による移管の完了日から2年間公共下水道施設の瑕疵かし  
を補修し、又はその瑕疵かしから生じる損害について、管理者又は第三者に対し賠償の  
責めを負うものとする。

(承認の取消し等)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、又は条件を  
変更し、若しくは新たに条件を付けることができる。

- (1) 承認の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 公共性に著しく伴わなくなったとき。
- (3) その他管理者が適当でないとする行為をしたとき。

2 前項に規定する承認の取消し等による損害については、町は、その責任を負わない。  
(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、管理者と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。